

平成15年度幼稚園保育料表

各月初日の幼児の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)			
階層区分	定義	3歳児	4歳以上児		
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円		
第2階層	第1階層、第4階層及び第5階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2,500円	2,500円	
第3階層	1	市町村民税課税世帯	所得割の額のない世帯 (均等割の額のみ)	4,700円	4,700円
			所得割の額のある世帯	6,900円	6,900円
第4階層	1	3,000円未満	8,300円	8,300円	
	2	3,000円以上 30,000円未満	9,800円	9,800円	
	3	30,000円以上 64,000円未満	11,300円	11,300円	
第5階層	1	64,000円以上 100,000円未満	13,200円	12,300円	
	2	100,000円以上 130,000円未満	15,100円	13,300円	
	3	130,000円以上	17,000円	14,200円	

備考

1 この表の第3階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しない。

また、この表の第4階層及び第5階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に構ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の3歳児とは、保育の実施する日の属する年度の初日において3歳に達している幼児をいい、その幼児がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。以下4歳以上児も同様とする。

3 幼児の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

- (1) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のいない女子で現に幼児を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ② 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料（月額）	
	3 歳児の場合	4 歳以上児の場合
第 2 階層	0 円	0 円
第 3 階層 1	3,700 円	3,700 円
第 3 階層 2	5,900 円	5,900 円

- 4 第 2 階層から第 5 階層までの世帯であって、同一世帯から 2 人以上の幼児が入園している場合において、次表の第 1 欄の階層区分ごとに第 2 欄に掲げる幼児については、第 3 欄により計算して得た額をその幼児の保育料とする。ただし、幼児の属する世帯が 3 に掲げる世帯の場合の第 2 階層から第 3 階層の第 3 欄については、3 に掲げる保育料により計算して得た額とする。
- また、同一世帯で幼稚園と保育園に入園している 2 人以上の幼児の保育料においても同様の取扱いとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 2 階層～第 4 階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い幼児 (最も保育料の低い幼児が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする)	保育料表に定める額
	イ ア以外の幼児のうち、最も保育料が低い幼児 (最も保育料の低い幼児が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする)	保育料表×0.5
	ウ 上記以外の幼児	保育料表×0.1
第 5 階層に属する世帯	ア 最も保育料が高い幼児 (最も保育料の高い幼児が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする)	保育料表に定める額
	イ ア以外の幼児のうち、最も保育料が高い幼児 (最も保育料の高い幼児が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする)	保育料表×0.5
	ウ 上記以外の幼児	保育料表×0.1

(注) 10 円未満の端数は切り捨てる。

5 預かり保育の1日当たりの保育料は、次の区分による。

(1) 月曜日から金曜日の午後1時30分から午後4時までの保育……別表2のI型に定める額

(2) 土曜日、保育始め休業日、夏季休業日、冬季休業日、保育未休業日は次の区分による。

① 午前9時から午後1時30分までの保育……別表2のII型に定める額

② 午前8時から午後4時までの保育……別表2のIII型に定める額

預かり保育料表

各月初日の幼児の属する世帯の階層区分		I 型 (日額)		II 型 (日額)		III 型 (日額)			
階層区分	定義	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児		
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
第2階層	市町村民税 非課税世帯	50	50	150	150	220	220		
第3階層	第1階層、第4階層及び第5階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	所得割の額のない世帯 (均等割の額のみ)	100	100	280	280	420	420
			所得割の額のある世帯	150	150	410	410	620	620
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その	3,000円未満	190	190	490	490	750	750	
		3,000円以上 30,000円未満	220	220	580	580	880	880	
		30,000円以上 64,000円未満	260	260	670	670	1,020	1,020	
第5階層	所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 100,000円未満	290	280	790	730	1,190	1,110	
		100,000円以上 130,000円未満	340	300	900	790	1,360	1,200	
		130,000円以上	370	320	1,020	850	1,500	1,280	

平成15年度保育園保育料表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		8,500円	5,700円	5,700円
第3階層	1	市町村民税課税世帯	13,500円	10,600円	10,600円
		所得割の額のない世帯（均等割の額のみ）	18,500円	15,600円	15,600円
第4階層	2	3,000円未満	21,800円	18,900円	18,900円
		3,000円以上30,000円未満	25,100円	22,200円	22,200円
		30,000円以上64,000円未満	28,500円	25,600円	25,600円
第5階層	3	64,000円以上100,000円未満	33,000円	29,800円	27,800円
		100,000円以上130,000円未満	37,600円	34,100円	30,000円
		130,000円以上160,000円未満	42,200円	38,400円	32,200円
第6階層	4	160,000円以上210,000円未満	45,300円		
		210,000円以上260,000円未満	48,400円		
		260,000円以上310,000円未満	51,600円		
		310,000円以上360,000円未満	54,700円		
		360,000円以上408,000円未満	57,900円		
第7階層	5	408,000円以上510,000円未満	63,400円		
		510,000円以上	72,000円		

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しない。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条本文の規定による保育の実施する日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。以下、3歳児、4歳以上児も同様とする。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料（月額）	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層1	12,500円	9,600円
第3階層2	17,500円	14,600円

4 第2階層から第7階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合において次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、3に掲げる保育料により計算して得た額とする。

また、同一世帯で幼稚園と保育園に入園している2人以上の児童の保育料においても同様の取扱いとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2階層～第4階層に属する世帯	ア 最も保育料が低い児童 (最も保育料の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	保育料表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童 (最も保育料の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	保育料表×0.5
	ウ 上記以外の児童	保育料表×0.1
第5階層～第7階層に属する世帯	ア 最も保育料が高い児童 (最も保育料の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	保育料表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も保育料が高い児童 (最も保育料の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	保育料表×0.5
	ウ 上記以外の児童	保育料表×0.1
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。		

5 延長保育の保育料 延長保育の保育料は、この表に0.1を乗じた額とする。ただし、その際に生じる10円未満の端数は切り捨てる。

6 一時保育の保育料 一時保育の保育料は、この表の規定にかかわらず1日当たり1,500円とする。

## 構造改革特区構想の提案(第二次)提案 (平成15年1月15日17時30分必着)

提出先 内閣官房構造改革特区推進室内第二次募集担当宛

特区構想名 「幼保一元化特区」

### 目的と必要性

家庭環境の違いからくる幼稚園と保育所の区分ではなく、「子どもに分け隔てのない」

保育を実施するため、混合保育(混合クラス)を実施したいと考えているが、普通交付税と保育所運営費という国庫補助の二元的な形態から施設の共用化は認められても運営面での完全な実施ができない現状にある。

このため、幼保混合保育を目指して、幼保一元化を推進していく必要があり、幼保運営費の一元化を進めるために特区の申請を行なう。

### 幼児教育の「質の向上」と「効率化」を目指す！

#### ① 幼保合築施設における幼稚園と保育所の運営にかかる助成の一元化

幼稚園と保育所が合築されている施設の場合に、都道府県段階で、文部科学省の普通交付税と厚生労働省の保育所運営費を一本化し、市町村へ一元的に助成すること。

#### ② 幼保合築施設における保育所運営費単価における所長の設置基準の特例

幼稚園と保育所が合築されている施設の場合に、保育所長が幼稚園長と兼務であっても、所長未設置単価ではなく、所長設置単価が適用となる規制緩和を受けたい。

#### ③ 幼保合築施設における幼稚園教諭と保育所保育士の配置基準の緩和

幼稚園教諭と保育所保育士の両方の資格を持っている場合に、混合保育(混合クラス)を行なっていくときに専任の配置の2名ではなく、1名で兼務として認められるような規制緩和を受けたい。

#### ④ 幼保合築施設における幼稚園教諭と保育所保育士資格の経過的特例措置

幼稚園と保育所が合築されている施設の場合に、幼稚園教諭と保育所保育士の両方の資格を取得していない者に対しても、一定期間の経験者には、経験年数に応じてもう一方の資格を特例的に認める措置を望む。

#### ⑤ 幼保合築施設における幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針の緩和

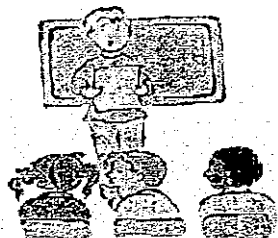
幼稚園と保育所が合築されている施設の場合に、幼稚園と保育所の専有部分と共用部分があり、専用部分についてはそれぞれ管理することになっているが、専用部分も含めて共用化したい。

## 構造改革特区の第1次提案、第2次提案で実現する特区の例

※本資料中の特区は、地方公共団体や民間の提案を基に構造改革特区推進室においてイメージとして示したものであり、特定の地方公共団体等の特区構想を紹介したものではありません。

ゴシック体の規制の特例措置は、第2次提案で実現したものの

### 教育特区



①地域の特性とニーズに応じた多様な教育を提供するために、学校法人以外による学校の設置・運営を認めたり、市町村による社会人等の教員への採用、授業を英語で実施することや小中高一貫教育等多様な教育カリキュラムを認める特区

- 株式会社、NPO法人による学校設置の容認（学校教育法）  
→地域の特性を活かした人材の育成、不登校児童生徒等に対する教育などの進展
- 学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和（私立学校法関連）  
→地域のニーズに沿ったNPO法人等による学校の設置の容易化
- 空きビル等の活用に資する大学の建築基準の特例（天井の高さ3.0m→2.1m）（建築基準法関連）  
→オフィスの学校利用による大学設置の容易化
- 学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成（特区研究開発校制度）
- 市町村負担による独自の教員の任用（市町村立学校職員給与負担法）
- 市町村の申出に基づく教員免許授与手続きの簡素化（教育職員免許法関連）

②幼稚園と保育所の一体的運用等を促進する特区

- 保育所における保育所児と幼稚園児の合同保育の容認（児童福祉法関連）
- 保育の実施に係る事務を教育委員会へ委任することの容認（児童福祉法）  
→入園事務等の一元化による利便性の向上
- 幼稚園入園年齢制限の緩和（学校教育法）
- 幼稚園と保育所等の教育・保育活動の一体的運用（幼稚園設置基準関連）